

まん延防止等重点措置の適用に伴う 県民・事業者の皆様への要請等

令和4年1月19日
新 潟 県

まん延防止等重点措置の適用に伴う要請（概要）

期 間	令和4年1月21日（金）～2月13日（日）
措 置 区 域	県内全域（全30市町村）
目 的	県内の新型コロナウイルスの急速な拡大に対し、まん延防止等重点措置の実施により、感染者数や感染速度を抑え、今後懸念される医療のひっ迫を避ける。

要請対象	主な要請内容（概要）
県 民	・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える ・ 不要不急の県外との往来は極力控える
事業者	・ 社会機能の維持のため必要な業務の継続の仕組みを構築すること ・ テレワークやWeb会議の活用、時差出勤の拡大等により出勤者数の削減、接触機会の低減の取組を推進すること
飲食店	・ 営業時間 5時～20時（酒類の提供禁止） ただし、「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は、営業時間 5時～21時（酒類の提供は20時まで）を選択可能 ※ いずれも協力金の支給あり ・ 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内 ※ ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による人数制限の緩和は行わない
イベント	・ 感染防止安全計画を策定したイベントについても、人数上限は20,000人 ※ ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による収容定員までの緩和は行わない

まん延防止等重点措置の適用に伴う要請（概要）

要請対象	主な要請内容（概要）
大規模集客施設 (1,000㎡超)	・ 人と人との接触機会の低減などを図るため、入場をする者の整理、マスクの着用の周知、アクリル板等の設置などの感染防止対策を要請
県立学校	・ 部活動は平日のみ90分程度とすること ・ 大会への参加は、全国大会、ブロック単位の大会及びその予選会に限る ・ 大会に参加する場合は、その前後にPCR検査等を実施すること
県立施設	・ 入場者の整理などの感染防止対策を徹底した上で運営する ・ 期間中に開催される大人数が集まるイベントの新規予約は停止する

県民の皆様への要請

基本的な感染対策について

- 基本的な感染対策の徹底（手洗い、手指消毒、3密回避、マスク着用）
- 体調に合わせた行動の徹底

体調不良を感じたら・・・不要な外出をしない、人の集まるところに行かない、イベント・飲み会に参加しない

➤ 検査の徹底

大人数のイベント・飲み会等の前後に検査を受ける
県をまたぐ移動の前後に検査を受ける

無症状の方（無料）

- 新潟県ワクチン・検査パッケージ検査所で受検
- ウェルシア薬局・ツルハドラッグ等の民間薬局で受検

有症状の方（無料）

- かかりつけ医または受診・相談センターに電話
新潟県新型コロナ受診・相談センター
電話025-256-8275（毎日24時間対応）

県民の皆様への要請

外出について

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える（法第24条第9項）

移動について

- 不要不急の県外との往来は極力控える（法第24条第9項）

飲食について

- 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とする（法第24条第9項）
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない（法第31条の6第2項）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控える（法第24条第9項）
～にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店などの利用を～
- 形式を工夫する（着座・お酌はNG・定員50%以下・座席を離す・短時間）

事業者への要請

職場への出勤抑制等

- 社会機能の維持のため必要な業務の継続の仕組みを構築すること
- テレワークやWeb会議の活用、時差出勤の拡大などにより出勤者数の削減、接触機会の低減の取組を推進すること
- 従業員の体調管理を徹底（出勤前の検温等）し、体調の悪い人は出勤しない・させないこと
- 従業員の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧めること
- 職場での集団感染が発生していることを踏まえ、感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり（休憩室・更衣室・喫煙室・食堂等）に注意すること

飲食店への要請

期 間	令和4年1月21日（金）～2月13日（日）
対 象 区 域	県内全域（全30市町村）
対 象 施 設	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 （結婚式場、居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む） ※宅配・テイクアウトサービスは除く
要 請 内 容	1 時短要請等 ① 営業時間を5時から20時までとし、酒類の提供を行わないこと（利用者の持込を含む） ただし、「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は、②を選択することも可能 ② 営業時間を5時から21時までとし、酒類の提供は20時までに限ること（利用者の持込を含む） 【法第31条の6第1項に基づく要請】 2 人数の制限（上記①と②共通） 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること ※感染が急速に拡大していることから、ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による人数制限の緩和は行わない 【法第24条第9項に基づく要請】